

厚 総 第 7 6 3 - 2 号
平 成 2 9 年 9 月 4 日

各保健所長殿
(地域保険推進室扱い)

保健福祉部長

水防法の一部を改正する法律の施行に伴う医療施設における避難確保計画
の作成等について

このことについて、「水防法の一部を改正する法律」(平成 29 年法律第 31 号。以下「改正法」という。)が平成 29 年 6 月 19 日に施行されたことに伴い、別添写しのとおり、厚生労働省医政局地域医療計画課長、国土交通省水管理・国土庫保全局河川環境課長及び国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長から通知がありましたので御了知願います。

また、貴管内の診療所に対し、市町村地域防災計画(災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条第 1 項に規定する市町村地域防災計画をいう。)にその名称及び所在地を定められた医療施設の所有者または管理者は、医療施設の利用者の災害発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する避難確保計画を作成し、当該計画に基づく訓練を実施しなければならないこと、及び対象医療施設に該当する診療所が避難確保計画を作成するに当たっては、国土交通省の Web サイトに参考情報が掲載されていることを周知いただきますようお願いいたします。

併せて、貴管内の対象医療施設における避難確保計画の作成状況について、医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査の機会等を利用して把握に努めていただきますようお願いいたします。

なお、県内病院に対しては、避難確保計画の作成について別途通知しておりますことを申し添えます。

(国土交通省 Web サイト)

○水害関係

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

○土砂災害関係

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_fr_000012.html